

2026年7月吉日

お客さま各位

枚方信用金庫

「貸金庫規定」の改正について

平素より当庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されました。

これに伴い当庫では、以下のとおり貸金庫規定を改正致します。改正後の規定は改正前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 主な改正内容

- ①貸金庫の利用目的(適正にご利用いただいていること)を書面等で申告いただくこと(第3条に追加)
- ②第13条「解約等」3項6～9号の追加

2. 改正日

2026年8月3日(月)

3. ご留意点

「1. 主な改正内容①」に記載の貸金庫の利用目的を申告いただく書面等は、2026年8月以降に順次お届けいただいているご住所宛に郵送等させていただきます。お手元に届き次第、ご返送いただきますようお願いいたします。

規定改正に伴い、お手数をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上

「貸金庫規定」新旧対照表

(赤字部分が改正箇所)

改定後	現行
1. [取引時確認等] (略) 2. [格納品の範囲] (略) 3. [利用目的の確認] (1) 貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。 (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立ち合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。 34. [契約期間等] (1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月または9月の末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続するものとし、継続後も同様とします。	1. [取引時確認等] (略) 2. [格納品の範囲] (略) (新設) 3. [契約期間等] (1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月または9月の末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続するものとし、継続後も同様とします。

45. [使用料] (略) 56. [鍵・貸金庫カードの保管] (略) 67. [貸金庫の開閉等] (略) 78. [届出事項の変更等] (略) 89. [印章、鍵、貸金庫カードの紛失時等の取扱い] (略) 910. [暗証照合、印鑑照合等] (略) 1011. [損害の負担等] (略) 1112. [使用の制限等] (略) 1213. [解約等] (1) 鍵・カード方式の場合 この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、貸金庫カードおよび届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵、貸金庫カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8	4. [使用料] (略) 5. [鍵・貸金庫カードの保管] (略) 6. [貸金庫の開閉等] (略) 7. [届出事項の変更等] (略) 8. [印章、鍵、貸金庫カードの紛失時等の取扱い] (略) 9. [暗証照合、印鑑照合等] (略) 10. [損害の負担等] (略) 11. [使用の制限等] (略) 12. [解約等] (1) 鍵・カード方式の場合 この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、貸金庫カードおよび届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵、貸金庫カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8
--	---

9条に準じて取扱います。

(2) 鍵方式の場合

この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第~~8~~9条に準じて取扱います。

- (3) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前2項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明け渡してください。第~~3~~4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

①～⑤ (略)

⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき

⑦本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき

⑨マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断したとき

条に準じて取扱います。

(2) 鍵方式の場合

この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。

- (3) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前2項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明け渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

①～⑤ (略)

⑥～⑨ (新設)

(4) ①～⑤ (略) ⑥第1412条第1項から第3項に定める取引の制限が、第1412条第4項により解除されないまま1年を経過した場合 (5) 第1項から第4項までの各明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間満了日の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第45条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日に第45条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (6) ～ (7) (略) 1314. [貸金庫の修繕、移転等] (略) 1415. [緊急措置] (略) 1516. [譲渡、転貸等の禁止] (略) 1617. [反社会的勢力との取引拒絶] この貸金庫は、第14213条第4項第1号、第2号、第3号	(4) ①～⑤ (略) ⑥第11条第1項から第3項に定める取引の制限が、第11条第4項により解除されないまま1年を経過した場合 (5) 第1項から第4項までの各明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間満了日の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (6) ～ (7) (略) 13. [貸金庫の修繕、移転等] (略) 14. [緊急措置] (略) 15. [譲渡、転貸等の禁止] (略) 16. [反社会的勢力との取引拒絶] この貸金庫は、第12条第4項第1号、第2号、第3号およ
--	--

および第4号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第1213条第4項第1号、第2号、第3号および第4号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。 1718. [代理人] (1) (略) (2) 代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、代理人本人から住所、氏名等を届出てください。また、電動貸金庫（全自動式・半自動式）をご利用の場合は、および代理人専用の暗証を届出てください。この場合、当金庫は代理人のための貸金庫カードを発行します。 (3) ～ (4) (略) 1819. [規定の変更] (略) 1920. [準拠法、裁判管轄] (略) 以上	び第4号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第4項第1号、第2号、第3号および第4号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。 17. [代理人] (1) (略) (2) 代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、代理人本人から住所、氏名等および代理人専用の暗証を届出てください。この場合、当金庫は代理人のための貸金庫カードを発行します。 (3) ～ (4) (略) 18. [規定の変更] (略) 19. [準拠法、裁判管轄] (略) 以上
--	--